

ごみステーションの整備費を補助します

自治会等でごみステーションを設置する際はご活用ください。

■対象

- ・ごみステーションの新設(野積みから工作物への変更含む)
- ・ごみステーションの建て替え(修繕は除く)
- ・ごみステーションの増築

■補助率 総経費の3分の1(上限30,000円)

■補助要件

- ・10世帯以上の利用があること
- ・設置場所の地権者等の承諾があること(私道に隣接する場合は私道利用承諾書が必要)
- ・工作物のごみの搬入または搬出が容易な構造であること
- ・工作物は外部から視認ができ、開口部が観音開きまたは引き戸開きの構造であること
- ・ごみステーションの清掃等の管理体制が整備されていること
- ・収集作業および交通安全上、危険な場所でないこと
- ・ごみ収集車が容易に方向転換または通り抜けができること
- ・ごみステーションの利用者または土地所有者等から異議が生じたときは、管理責任者を中心に利用者の責任において解決を図ること

■その他

- ・申請をご希望の方は、必ず事前協議書の提出をお願いします。提出後、ごみの収集に支障がないかなどの現地確認を実施します。
- ・先着順のため、予算がなくなり次第受け付けを終了することがあります。
- ・補助金を活用せずにごみステーションを設置する場合であっても、ごみステーション整備事業費補助金交付要綱に準じた手続きが必要となります。

■問合せ 環境課環境衛生係 ☎72-6916

自転車に青切符が適用されます

4月1日から自転車にも青切符(交通反則通告制度)が適用されました。自転車に乗れば、運転免許は無くてもドライバーです。ルールを守って責任ある運転を心がけましょう。

■青切符(交通反則通告制度)

一定の交通違反をした場合、反則金を納めれば刑事手続に移行せず、事件が終結される(いわゆる「前科」がつかない)という制度です。一方、飲酒運転や妨害運転等はこれまでと同様に赤切符が適用(刑事手続に移行)されます。

■適用日 令和8年4月1日

■対象年齢 今回自転車に導入される青切符は、16歳以上の運転者が対象となります。16歳未満の者による違反は、これまでどおり指導警告が行われ、取り扱いに変更はありません。

■問合せ 那須塩原警察署交通総務課 ☎0287-67-0110

防災のワンポイント

自主防災組織の結成に対して、さまざまな補助をしています。地域の安全安心のためにぜひ活用してください。

■町の補助

①出前講座の実施

組織結成、補助金の概要などについて、職員が説明します。お気軽にご相談ください。

②組織に対する4つの補助金制度があります。

- ・自主防災組織の結成補助(結成時のみ50,000円)
- ・組織が行う防災事業費補助(毎年30,000円以内)
- ・組織が購入する防災資機材購入費補助(毎年100,000円以内)
- ・組織員の防災士資格取得費補助(毎年2人上限で1人25,000円以内)

※防災士取得補助については、毎年大田原市と合同で防災士養成講座を実施していますのでそちらを受講してください。

■問合せ 総務課危機管理係 ☎72-6901



ホームページ